

保証マンスリーは東京信用保証協会がお届けする保証情報誌です。

# 保証マンスリー

保証マンスリー(バックナンバー含む)は、当協会ホームページにも掲載されていますので、ご利用ください。 <http://www.cgc-tokyo.or.jp>

2010  
Vol.31  
No.2 **2**



## \*Monthly Headline

シリーズ第8弾「貸付実行時の留意点」～終期と返済日のとり方～  
信用保証書に関する留意事項について  
保証マンスリーを4月からリニューアル!  
役に立つ誌面作りのため“金融機関の皆さまの声”を募集します

## \*事業概況

平成21年度第3四半期の事業概況

## \*金融機関のみなさまへ

年度末に向けた保証申込はお早めに

## \*Information

「江戸・TOKYO 技とテクノの融合展2010」開催決定のお知らせ  
中小企業向けイベントに積極的に参加しています



TOKYO  
GUARANTEE

東京信用保証協会

## シリーズ第8弾 「貸付実行時の留意点」～終期と返済日のとり方～

金融機関の皆さまから貸付実行の際に「終期と返済日のとり方」についてのお問合せを多くいただきます。

今回は、2月末日が金融機関の休日にあたることから、終期と返済日のとり方について具体例をあげてご説明します。業務の参考にしてください。

### 1. 終期のとり方について

#### 貸付個別保証・貸付根保証・当座貸越根保証（当貸1・当貸2・当貸ホップ）の場合

◆終期は原則として貸付実行日の応当日です。ただし、希望する場合は応当日から遡って1ヵ月未満の範囲内で設定できます。

◆月末が金融機関の休日にあたるために、その前営業日に貸付実行した場合でも終期を設定できるのは貸付実行日の応当日までです。ご注意ください。

【例】保証期間：12ヵ月、貸付実行日：H22. 2. 26



◆貸付実行日が月末のときは、大の月、小の月にかかわらず、最後の月の月末まで終期を設定できます。

【例】保証期間：6ヵ月、貸付実行日：H22. 9. 30



#### 手形割引根保証（新規）の場合

◆応当日の前日から遡って1ヵ月未満の日（ただし、前月の応当日まで）の範囲で設定できます。

※更新の場合は、信用保証書の保証期間に表示された確定日が終期となります。

【例】保証期間：12ヵ月、貸付実行日：H22. 5. 31



## ご注意ください!

◆大の月の30日に貸付実行し、第1回返済日をその月の月末（31日）に設定すると、保証期間が1ヵ月短くなり保証条件と合致しなくなる場合があります。

【例】保証期間：12ヵ月、貸付実行日：H22. 7. 30



この場合、第1回返済日を実行日の翌日である平成22年7月31日、終期を平成23年6月30日と設定すると、返済回数は12回となりますが、保証期間は11ヵ月となり、保証条件と合致しませんのでご注意ください。

来年度は、7月、8月、12月、3月が該当となります。

また、3月28日～3月30日に保証期間12ヵ月の貸付実行を行い、第1回返済日を3月31日とした場合や、大の月でない9月28日か29日に保証期間6ヵ月の貸付実行を行い、第1回返済日を9月30日とした場合等で終期を2月末日と設定してしまうと、保証条件と合致しない場合があります。

## 留意点

終期を貸付実行日の応当日等、最長でとった時に、当日が休日にあたるため翌営業日に終期を設定すると、信用保証書に表示した保証期間を超過することになり、保証条件と合致しません。（金銭消費貸借契約書等契約書上には休日を記載し、履行日が翌営業日となることは差し支えありません）

## 2. 返済日のとり方について

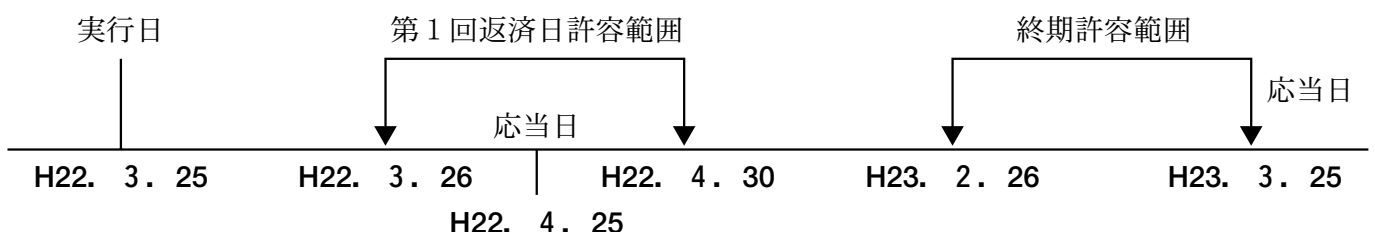
### 環保全以外の場合

◆第1回返済日は貸付実行日の応当日が原則です。ただし、希望する場合は、応当日から遡及して1ヵ月未満の範囲、または応当日を含む月の月末までの範囲で設定が可能です。

◆貸付実行日が月末のときは応当日を月末と読みかえます。

また、期中の返済日と最終返済日とは一致しなくてもかまいません。

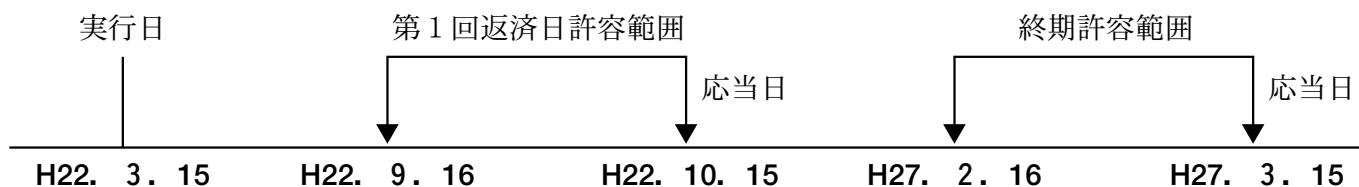
【例】保証期間：12ヵ月、貸付実行日：H22. 3. 25、返済方法：1ヵ月目から割賦



## 環保全の場合

- ◆返済条件は6ヵ月の据置期間を取り、7ヵ月目からの月賦元金均等償還となります。
- ◆第1回返済日は6ヵ月据置後、貸付実行日の7ヵ月目の応当日が原則です。ただし、希望する場合は応当日から遡って1ヵ月未満の範囲で設定できます。
- ◆期中の返済日と最終返済日は一致しなくてもかまいません。

【例】保証期間：60ヵ月、貸付実行日：H22. 3. 15、月賦元金均等償還



この件のお問い合わせは信用保険課（03 - 3272 - 2274）までお願いします。

## 信用保証書に関する留意事項について

信用保証書が手元に届いたけれど有効期間はいつまでですか？保証書の再発行は出来ますか？等のお問い合わせを多数いただきます。

ここでは、保証書の再発行のほか、保証決定後に保証を取り下げる際の流れ、保証書の有効期間等をご説明します。業務の参考にしてください。

## 保証書の交付

協会は保証承諾した時は直ちに保証書を発行します。【原則郵便にて金融機関宛送付します】

保証書の交付によって保証契約は成立し、金融機関が貸付を実行した時に保証契約の効力が発生します。

保証書は当該貸付の保証契約証書であり、代位弁済請求の際の必要書類となりますので保管には十分にお気をつけください。

## 保証書の再発行（未着と紛失）

保証書発行後、郵便事故等により相当期間経っても到着しない場合、または受領後管理上の事由等で紛失した場合は、協会所定の「信用保証書再発行願」をご提出いただくことにより、協会は保証書を再発行します。

\*同再発行願は「未着」と「紛失」により様式が異なります。

## 保証書到着後に貸付条件を変更する場合

貸付実行の際に、返済方法、貸付形式その他貸付条件を変更する事態が生じ、保証書の表示通り実行ができないときは、貸付実行前に必ず協会と取扱いを協議する必要があります。

変更内容によっては、保証書の表示の訂正手続き等で済む場合もありますが、保証審査のやり直しが必要な場合（当該保証書が無効となる）もあります。

年 月 日

東京信用保証協会 印

金融機関小・支店名  
担当者・電話番号

**信用保証書有効期限延長依頼書**  
(貸付実行遅延理由書)

約定書第2条第2項ただし書の規定により、下記信用保証書の有効期限を保証日の翌日から60日まで延長するよう依頼します。

記

保証人名											
保証番号											
理由											

(以下の記入は不要です。)

年 月 日

上記お申し込みのとおり承諾いたします。  
本書は信用保証書と一緒に保管して下さい。

東京信用保証協会

延長後有効期限	平成	年	月	日
---------	----	---	---	---

信用保証書有効期限延長依頼書  
(貸付実行遅延理由書)

## 保証書の有効期間

保証書の有効期間は、原則として保証日の翌日から起算して30日間です。やむを得ず実行が30日を超えてしまった場合、協会所定の「信用保証書有効期限延長依頼書（貸付実行遅延理由書）」を提出し、協会の承認を得ることにより保証書の有効期間は60日に延長されます。（信用保証書の左下に有効期限が記載されていますのでご確認ください）

信用保証書有効期限延長依頼書（貸付実行遅延理由書）は貸付実行報告を書面で行う場合、同書面に添付し、磁気テープまたはファイル伝送の場合は貸付後直ちに提出ください。

協会は承認押印のうえ返送しますので保証書とともに保管してください。

## 保証決定後に取り下げる場合

信用保証書受領後に何らかの理由で、貸付を中止する場合は、当該保証書に貸付中止の理由書（決まった様式はありませんが、貸付中止の理由を具体的に記載し、原則として支店長名（印）で作成）を添付して直ちに協会に返却してください。

この件のお問い合わせは、信用保険課（03 - 3272 - 2274）までお願いします。

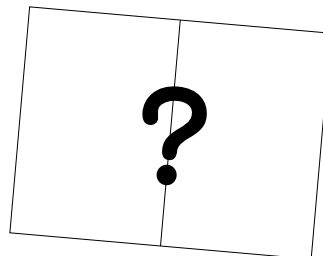
## “保証マンスリー”を4月からリニューアル！ 役に立つ誌面作りのため金融機関の皆さまの声を募集します

当協会では4月の新年度から“保証マンスリー”をリニューアルすることを検討しており、現在企画を進めています。

金融機関の皆さまにより役立つ誌面作りのために、金融機関の方の声を募集します。マンスリーでどのようなことを取り上げて欲しいか、是非みなさんのご意見をお寄せください。

- 例① 各金融機関別の保証承諾状況が知りたい
- 例② ○○○○○の手続きについて知りたい

など、たくさんのご意見をお待ちしています。



この件のお問い合わせは、広報課（03 - 3272 - 3089）までお願いします。

# 業 務 概 況 (平成21年12月)

(単位:百万円、%)

	月 間				年 度 累 計			
	件 数	金 額	前 年 同 月 比		件 数	金 額	前 年 同 期 比	
			件 数	金 額			件 数	金 額
保 証 申 込	16,893	284,953	51.2	33.5	138,934	2,591,858	99.1	102.6
保 証 承 諾	16,602	234,850	43.2	28.2	126,078	1,936,096	101.0	104.0
保証債務残高	526,122	5,536,284	98.5	121.6	.....	.....	.....	.....
代 位 弁 済	1,547	16,752	95.0	104.3	15,215	166,032	114.6	127.1
回 収	.....	3,094	.....	119.4	.....	18,591	.....	103.2

## ここがポイント!

## ～平成21年度第3四半期の事業概況～

### ●保証承諾

今年度（H21.4～12）の保証承諾累計は126,000件（前年同期比101.0%）、1兆9,361億円（同104.0%）となりました。保証承諾金額の増加の要因は平成20年10月31日から取り扱いを開始した「緊急保証制度」の申込が依然として高水準にあるためです。

制度別では、協会制度融資の【特定社債制度保証（略称：私募債）】が318件（同217.8%）、254億円（同223.8%）、区市町制度融資が47,900件（同114.8%）、2,970億円（同120.3%）と件数・金額共に前年比で増加しています。

### ●代位弁済

代位弁済は15,200件（前年同期比114.6%）、1,660億円（同127.1%）です。

### ●回 収

回収総額は186億円（前年同期比103.2%）です。この内、保証協会債権回収株式会社（略称：保証協会サービサー）東京営業所による委託回収額合計は84億円です。

# 金融機関のみなさまへ

## 年度末に向けた保証申込はお早めに

例年、年度末に向けて保証申込が集中します。当協会では迅速な処理に努めておりますが、年度内の融資実行をご希望の場合はお早めにお申込ください。また、お申込の際は必要書類の添付漏れや申込書の記入漏れがないよう、ご協力をお願いします。

### \* 申込書の記入漏れが多い箇所

信用保証委託申込書の【従業員】【会計処理】【保証料分納希望】【団信加入希望】欄  
信用保証依頼書の【保証料返戻口座】欄（既存の保証付借入を完済条件とする場合）

### \* 割引手形及び裏書手形残高について

直近決算書に割引手形及び裏書手形残高の表記がない場合、決算時点での残高をお客さまにご確認の上、貸借対照表の欄外等にご記載ください。

なお、複数の金融機関で手形割引や裏書きをされている場合、すべての金融機関での合計値が必要となりますのでご注意ください。

この件のお問い合わせは、本・支店保証課までお願いします。

## 事業所一覧

### ●本店

〒104-8470 中央区八重洲2-6-17  
TEL.03 (3272) 2251 (大代)

○保証部 (担当地区/千代田区・中央区・港区・島嶼)

TEL.03 (3272) 3151 FAX.03 (3272) 3155

○創業アシストプラザ (創業にかかる相談・保証)

TEL.03 (3272) 2279 FAX.03 (3272) 2508

(23区及び島嶼)

### ●池袋支店 (担当地区/豊島区・板橋区・練馬区)

〒170-0013 豊島区東池袋1-5-6 池袋三和東洋ビル7F

TEL.03 (3987) 5445(代) FAX.03 (3987) 7523

### ●五反田支店 (担当地区/品川区・目黒区)

〒141-0031 品川区西五反田2-29-5 日幸五反田ビル4F

TEL.03 (3493) 4991(代) FAX.03 (3493) 4260

### ●錦糸町支店 (担当地区/墨田区・江東区・江戸川区)

〒130-0013 墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル4F

TEL.03 (5608) 2011(代) FAX.03 (5608) 2320

### ●新宿支店 (担当地区/新宿区・中野区・杉並区)

〒160-0023 新宿区西新宿6-3-1 新宿アイランド・ウィングビル3F

TEL.03 (3344) 2251(代) FAX.03 (3344) 2390

### ●千住支店 (担当地区/足立区・荒川区)

〒120-0036 足立区千住仲町40-10 住友生命北千住ビル2F

TEL.03 (3888) 7231(代) FAX.03 (3888) 7293

### ●上野支店 (担当地区/文京区・台東区・北区)

〒111-0041 台東区元浅草2-6-7 マタイビル5F

TEL.03 (3847) 3171(代) FAX.03 (3847) 3191

### ●渋谷支店 (担当地区/渋谷区・世田谷区)

〒150-0002 渋谷区渋谷3-28-13 渋谷新南口ビル5F

TEL.03 (5468) 0135(代) FAX.03 (5468) 1037

### ●葛飾支店 (担当地区/葛飾区)

〒125-0062 葛飾区青戸7-2-5

東京都城東地域中小企業振興センター3F

TEL.03 (5680) 0801(代) FAX.03 (5680) 0807

### ●大田支店 (担当地区/大田区)

〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20

東京都城南地域中小企業振興センター3F

TEL.03 (5710) 3610(代) FAX.03 (5710) 3091

### ●立川支店

(担当地区/八王子支店担当以外の多摩地区)

〒190-0012 立川市曙町2-37-7 コアシティ立川ビル5F

TEL.042 (525) 6621(代) FAX.042 (525) 8712

### ○創業アシストプラザ多摩分室

(創業にかかる相談・保証)

TEL.042 (525) 3101 FAX.042 (525) 3381

(多摩地区)

### ●八王子支店

(担当地区/八王子市・日野市・町田市・多摩市・稲城市)

〒192-0046 八王子市明神町3-20-6

八王子ファーストスクエアビル3F

TEL.042 (646) 2511(代) FAX.042 (646) 1970

### 保証の申込・ご相談

申込の手続や提出書類等について知りたい  
金融相談窓口を利用したい  
保証制度について知りたい  
保証料率等のご照会

保証部保証課 (本店2階) **03-3272-3151**  
支店保証課 (事業所一覧参照)

\* お客様の利便性を考慮し、担当地区制をとっています。  
法人の方は登記上の本店所在地、個人の方は住民登録地を担当する窓口へお越しください。  
また、都外に本店または住民登録のある方は、都内営業所の所在地の窓口までお願いします。

### 創業の申込・ご相談

創業に関する相談をしたい  
創業アシストプラザ (本店7階)  
**03-3272-2279**  
創業アシストプラザ 多摩分室  
**042-525-3101**

### 保証条件変更手続きについて

返済額や保証期間の変更をしたい  
代表者を変更したので連帯保証人を変更したい  
保証条件担保の変更をしたい

条件変更部条件変更課 (本店5階)  
**03-3272-2273**

### 社債保証について

特定社債保証制度の  
申込手続きについて知りたい

社債・制度保証課 (本店2階)  
**03-3272-3083**

### 延滞・その他事故が発生したとき

事故報告の手続きに  
ついて知りたい

管理統括課 (本店4階)  
**03-3272-2259**

### 信用保証料について

信用保証料の計算方法、納付手続き、  
返戻等について知りたい

経理課 (本店5階)  
**03-3272-3003**

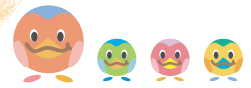
### 代位弁済について

債権保全に関する事等、事前協議をしたい  
代位弁済請求の手続きについて知りたい  
債権書類の引渡し等について

代位弁済課 (本店4階)  
**03-3272-2272**

# Information

## 「江戸・TOKYO 技とテクノの融合展2010」 開催決定のお知らせ



当協会ではビジネスマッチングや企業PRの場を提供し、中小企業の皆さまの事業発展に貢献するためにビジネスフェアを開催しています。4回目となる今回も前回同様、東京国際フォーラムにて開催します。

多くの方のご参加をお待ちしております。

### 平成22年2月下旬～ 「出展募集」開始!

出展申込方法や出展規約などの詳細は、当協会ホームページに掲載します。



#### \*開催日

平成22年 9月14 (火)

#### \*開催場所

東京国際フォーラム

● 「江戸・TOKYO 技とテクノの融合展2010」についてのお問合せは  
東京信用保証協会 ビジネスフェア実行委員会事務局まで  
TEL 03 (3272) 2070 FAX 03 (3272) 3095

※ 「江戸・TOKYO 技とテクノの融合展2009」の開催報告も  
当協会ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。



## 中小企業向けイベントに積極的に参加しています

東京信用保証協会では中小企業の方が多く出席されるイベントに積極的に参加し、PR活動や個別相談などの経営支援活動を行っています。

中小企業のお客さまと直に接することで、保証協会に対するニーズや意見を把握し、業務に役立てています。

● 1月19 (火) に東京都立産業貿易センタービルで東京都民銀行主催の「とみんECO STYLE展2010」に参加しました。

